

マイカー通勤規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社ティーエム・テックス（以下、会社という）で働く従業員（以下、社員という）の自動車（二輪を含む）通勤に関する事項を定めたものである。

(自動車通勤の許可)

第2条 自動車を運転する者は、自動車通勤許可申請書を必要書類とともに会社に提出し、その許可を得た後でなければ、当該自動車を通勤に使用できない。

2. 許可基準及び申請時必要書類については別に定める。
3. 申請内容に変更のあった場合は、速やかに会社に届け出て、再度、許可を受けなければならない。
4. 許可を受けた場合であっても、当該自動車を会社の許可なく業務に使用してはならない。

(運転禁止)

第3条 運転者は道路交通安全に関する法令に従って運転を行うと共に、以下の各号に定める運転をしてはならない。

- (1) 飲酒運転
- (2) 過労運転
- (3) 速度違反運転
- (4) 携帯電話を使用しながらの運転
- (5) 天災地変、その他道路事情が安全運転に困難と予想されるとき運転
- (6) その他、道路交通法令が禁止している事項に該当する運転

(求償権および懲戒)

第4条 運転者が事故を起こし、そのために会社が損害を受けたときは、会社はその損害について本人に賠償を請求し、懲戒処分をすることがある。

2. 使用許可されない期間において通勤に自動車を使用（運転）した場合、懲戒処分をすることがある。

(使用許可および取消)

第5条 使用許可基準を欠いた場合、許可は自動的に消滅するが、この場合は遅滞なく会社に届け出なければならない。

2. 運転禁止事項に違反して事故を起こした場合は直ちに許可を取り消す。
3. 以上の他、会社が必要と認めた場合は許可の取消をすることがある。

(報告義務)

第6条 運転者が通勤途上に事故を起こした場合は、直ちに会社に報告し指示に従わなければならない。

(責任の所在)

第7条 マイカー通勤者が運行中に起こした事故については、会社は賠償責任を負わない。
2. この規程に違反している間に起こした事故については、会社は賠償責任を負わない。
3. 自動車の駐車中における破損、盗難等の事故については、会社はその補償を行わない。

(運転権委譲の禁止)

第8条 自動車の使用を認められた者は、許可された車両を他に運転させてはならない。

(自動車保険の加入)

第9条 自動車使用者は、自賠責保険以外に、通勤に適用される任意保険に加入しなければならない。なお任意保険加入の基準は以下のとおりとする。

- (1) 対人保険：無制限
- (2) 対物保険：無制限

(使用許可基準と必要書類)

第10条 使用許可基準は以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 交通の便宜上、自動車の通勤が必要である者
 - (2) 身体上の都合により、自動車の通勤が必要である者
 - (3) 職務上、会社に許可された者
 - (4) 上記の一項目以上の条件を満たし、かつ許可申請書提出前1ヶ年において、第5条の取消事項に触れない者
2. 自動車の通勤許可申請をする場合において申請書と併せて以下の写しの提出を受理要件とする。
- (1) 自動車検査証 但し、二輪車は250cc超を対象とする。
 - (2) 自動車損害賠償責任保険
 - (3) 任意保険
 - (4) 運転免許証

(許可)

第11条 前条第1項(4)を満たし、前条第2項のいずれもが有効である日について許可するものとする。

2. 許可後、継続して使用を希望する者は先に提出した前条第2項の写しの有効期限内に更

新された写しを提出しなければならない。

3. 前条第2項の各号のいずれかが何らかの理由により有効期限内に失効した場合は、直ちにマイカー通勤を中止し、会社に届け出なければならない。

(通勤手当の支給)

第11条 自動車使用者に対する通勤手当の支給は別に定める「賃金規程」によって支給する

附 則

この規程は 令和4年4月1日より実施する。